

平成24年 第8回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成24年6月8日(金)開催

仙北市農業委員会

平成24年 第8回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年6月8日(金) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (24人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	5番 糸井淳
6番 倉橋重基	8番 大山久雄
9番 鈴木八寿男	10番 藤川栄
12番 青柳良成	13番 真崎純孝
14番 高橋政敏	15番 門脇博美
16番 山手善美	17番 石郷岡勇一
18番 千葉惣永	19番 佐藤善栄
20番 藤原由悦	21番 田村博美
22番 山本 實	23番 佐藤孝典
24番 藤村隆清	25番 辻 均
26番 沢山純一	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (3人)

4番 三浦 猛	7番 新山昌樹
11番 黒沢龍己	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報 告

(1) 平成24年度仙北市農業施策に関する建議書について(回答)

(2) 農地改良届出書について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(4) 農地の転用事実に関する回答書について

## 2. 議 事

(1) 議案第27号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第28号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第29号

農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第30号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(5) その他

## 第6 閉 会

## 6. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業

参 事 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

## 7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

## 8. 議事録署名員

15番 門 脇 博 美

16番 山 手 善 美

## 9. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成24年第8回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 　　皆さん田植えも終わって一段落しているところだと思います。私も水曜日に終わりました、ほっとしているところです。これからの天候しだいでは、作業の遅れも取り戻せるのではないかと期待しているところでもあります

が、こればかりは我々がどう頑張ってもどうにもならないことです。南の方では梅雨入りしたという地域もあるようです。そろそろこちらにも梅雨入りするのかなと心配しているところでございます。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に15番門脇委員、16番山手委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時10分）

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

竹下参事 報告1。昨年11月28日に建議書を市長へ提出しました。それに対する回答が届いておりますのでご報告します。基盤整備対策については、引き続き国、県へ働きかけるとなっております。担い手の確保の集落営農組織化の支援については、2組織分の予算措置をしているということです。認定農業者の確保、育成についても予算措置をしているということです。地産地消対策の受給体制の整備については、平成24年度は、マッチング商談会の充実を図るということで、直売所連絡協議会を充実させて協議していくとなっております。食育については、昨年委嘱した食の伝道師による地域の食育フェスタ等の開催により推進を図るとなっております。畜産

関係については、大覚野牧場の体制を整備し畜産振興を図るとなっております。最後に夢プランについてですが、市の嵩上げ分が12分の2から10分の1に引き下げられましたが、予算については増額して対応しているということです。また、新たに夢プラン対象外の農家についても市単独助成を創設して支援対策を講じているということです。概要については以上です。次に、報告2に移ります。農地改良届出書の提出があったのでご報告します。農地改良主は〇〇地区の〇〇さん。改良する土地は〇〇20番地1他2筆の合計3筆。面積が1,243㎡です。改良目的は排水不良のため水路の高さまで盛り土するとなっております。工事施工者は〇〇地区の〇〇さんです。期間は5月15日から7月末日です。改良する農地の位置ですが、前々回の総会で宅地分譲の案件でご審議いただいた農地の市道を挟んで向かい側の農地です。農地改良ということですので、改良後も農地として利用することになります。以上です。

小木田主任 続きます。報告3。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。2件の届出があり、受理した旨の通知をしたのでご報告します。詳細は資料に記載のとおりでございます。2件とも相続による所有権の取得となっております。続きます。報告4。農地の転用事実に関する回答書についてです。5月28日に高橋委員、佐藤孝典委員、沢山委員と事務局で現地を確認しました。申請人は〇〇地区の〇〇さん。土地の所在は〇〇4番地1。地目が畑。面積が350㎡です。現地確認の結果、土地の現況は非農地と判断しました。申請地につきましては、昭和48年11月2日に5条転用済でございます。当時の申請者は、〇〇地区の〇〇さん。転用目的は物置小屋の建築となっております。当時の計画どおりに転用されていることを確認したので、法務局にその旨回答しております。土地の位置、配置については資料のとおりでございます。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第27号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成24年6月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇213番地。登記簿現況共に田。面積が70㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん72歳。譲受人は〇〇地区の〇〇さん65歳。申請事由は、相手方の要望により譲渡するとなっております。申請地につきましては、譲受人の自宅付近の農地でございます。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格は10a当たり40万円の総額28千円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇273番地1。登記簿現況共に田。合計3筆の5,084㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん62歳。未相続農地のため推定相続人に当たります。賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さん58歳。申請事由は賃貸人が体調不良のため労力不足。賃借人が経営規模の拡大となっております。申請地につきましては、賃借人が耕作している農地付近の農地であります。受入世帯の稼働人員は6人中4人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり米1俵の年額米5俵。期間が許可日より5年間となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇83番地1。登記簿現況共に田。面積が1,790㎡。合計18筆の16,543㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人は〇〇市の〇〇さん50歳。未相続農地のため推定相続人に当たります。賃借人は〇〇地区の〇〇さん50歳。申請事由は賃貸人が農地の管理が困難。賃借人が経営規模の拡大となっております。申請地につきましては、以前から賃借人が作業委託を受けていた農地であります。受入世帯の稼働人員は5人中2人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり2万円の年額330,860円。期間が許可日より3年間となっております。整理番号4番からは更新の案件となっておりますの

で説明は割愛させていただきます。議案第27号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番について、鈴木委員よりお願いします。

9番鈴木 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番について、5番倉橋委員よりお願いします。

5番倉橋 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号3番については、担当の新山委員が欠席ですので、事前に提出された3条調書を参考に審議していただきたいと思います。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第27号については、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第27号については許可することに決定します。 (9時20分)

議長 次に、議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成24年6月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下参事 内容について説明します。土地の所在が〇〇74番地1。登記簿現況共に田。面積が609㎡。合計3筆の1, 220㎡。権利の設定は所有権移転で、永年転用の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん。譲受人は〇〇市の有限会社〇〇です。転用目的は露天駐車場。施設は駐車場が712.5㎡。出入口、通路等が507.5㎡です。転用理由は、申請地の

南側の土地において大型食品販売店舗を開店予定であるが、店舗正面にある既存駐車スペースでは駐車台数が間に合わず、駐車場用地として使用したいとなっております。別冊資料をご覧ください。申請地の位置は〇〇店の県道〇〇停車場線を挟んで向かい側の土地でございます。次のページに申請位置図を載せています。申請地の他に北側の宅地も一体的に駐車場として利用する計画です。資料3ページ以降に事業計画書を載せていますので説明します。土地の面積は先ほど説明したとおりです。売買価格については総額922万円で、単価が10a当たり750万円となっております。事業を行う理由につきましては、先ほど説明したとおりでございます。適地として選定した理由は、立地条件として店舗から近い土地ということです。資金計画につきましては、事業費総額が1,100万円。内訳は記載のとおりでございます。資金は自己資金での対応となっております。一体として利用する土地は5筆の779㎡。地目は何れも宅地です。駐車場ということですので、若干造成してアスファルトを敷く計画です。次に、事業計画一般についてです。事業主は〇〇市、〇〇市をはじめ、12店舗を展開中となっております。駐車スペースが57台分で、一体として利用する土地を含めて2,000㎡ほどです。次に、被害防除計画についてです。申請地につきましては、隣接地が道路ということで隣接農地はありません。雨水については道路側溝に自然流下する計画です。7、8ページに各種図面を載せています。申請地につきましては、都市計画区域内の近隣商業地域の用途区域に指定されており第3種農地と判断されます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を20番藤原委員よりお願いします。

20番藤原 内容につきましては、事務局が説明したとおりでございます。5月31日に〇〇住宅の〇〇さんと事務局と私で現地を確認しました。申請地周辺は譲渡人の土地ばかりでありまして、隣接者の関係については問題ないものと考えられます。排水関係も雨水は道路側溝に自然流下ということでしたので問題ないと判断しました。以上です。



議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第28号については、許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第28号については、許可相当とすることに決定します。 (9時29分)

議長 次に、議案第29号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、私が利害関係者となっておりますので議長を藤村職務代理に交代することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。それでは、藤村職務代理、議長席へどうぞ。

議長交代、会長退席 (9時29分)

議長代理 暫時議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に御協力よろしくお願いたします。それでは、議案第29号、整理番号5番、6番、7番を上程します。説明をお願いします。

藤原主任 議案第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成24年6月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 議案第29号の整理番号5番、6番、7番について説明します。農地の所在、整理番号5番が〇〇153番地4。登記簿現況共に田。合計6筆の7,781㎡。整理番号6番が〇〇234番地。登記簿現況共に田。面積が3,779㎡の1筆。利用権設定新規の案件でございます。土地所有者は整理番号5番が〇〇さん。6番が〇〇さん。同一世帯の家族でございます。受けるのは農協を通して整理番号7番の〇〇さん29歳。利用目的は水田と

して。期間は6年間。賃借料は10a当たり5千円の年額57,800円  
となっております。以上です。

議長代理 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長代理 無いようですので、議案第29号の整理番号5番、6番、7番については  
適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長代理 異議無しと認めます。よって、整理番号5番、6番、7番については適正  
と認めることに決定します。ここで議長を交代します。円滑な議事進行に  
御協力いただきありがとうございました。

議長交代（9時33分）

議長 次に、整理番号2番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。25  
番辻委員をお願いします。

25番辻退席（9時34分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 整理番号2番、所有権移転の案件でございます。先月の総会で買入協議と  
してご審議いただいた案件ですが、予定どおり有限会社〇〇さんに移転さ  
れるものです。農地の所在が〇〇6番地。登記簿現況共に田。面積が1,  
797㎡。合計5筆の31,083㎡。移転するのは秋田県農業公社。受  
けるのは〇〇地区の有限会社〇〇。利用目的は水田として。10a当たり  
53万円の総額16,473,990円。申請地は基盤整備済の圃場であ  
ります。資金はスーパーL資金を活用するとのことでした。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号2番については適正と認めることにご異議ご  
ざいせんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって整理番号2番については適正と認めることに決定します。辻委員の復帰をお願いします。

25番辻帰席（9時36分）

議 長 次に、整理番号12番、13番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。14番高橋委員をお願いします。

14番高橋退席（9時36分）

議 長 説明をお願いします。

藤原主任 整理番号12番、13番について説明します。農地の所在が〇〇250番地1。登記簿現況共に田。面積が890㎡。合計8筆の6,025㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのは〇〇地区の〇〇さん76歳。受けるのは農協を通して整理番号13番の〇〇さん52歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり18千円の年額108,450円となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、整理番号12番、13番については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって整理番号12番、13番については適正と認めることに決定します。高橋委員の復帰をお願いします。

14番高橋帰席（9時37分）

議 長 次に、整理番号2番、5番、6番、7番、12番、13番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 整理番号1番、所有権移転の案件から説明します。農地の所在が、〇〇149番地1。登記簿現況共に田。面積が1,053㎡。合計17筆の8,752㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん73歳。受けるのは農業公社を通して〇〇地区の〇〇さん62歳。利用目的は水田として。売買価格は

10a 当たり 188,743 円の総額 165 万円となっております。資金は公社分割型 10 年を活用する予定でございます。続きまして整理番号 3 番に移ります。農地の所在が〇〇 105 番地。登記簿現況共に田。面積が 1,938 m<sup>2</sup>。合計 2 筆の 2,050 m<sup>2</sup>。こちらも公社を通して農地を買い受ける案件でございます。予定どおり〇〇地区の〇〇さんが買い受けるものです。利用目的は水田として。売買価格は 10a 当たり 487,804 円の総額 100 万円となっております。資金は JA 資金を活用する計画です。続きまして整理番号 4 番。農地の所在が〇〇 773 番地。登記簿現況共に田。面積が 4,160 m<sup>2</sup>。移転するのは〇〇地区の〇〇さん 77 歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん 47 歳。利用目的は水田として。売買価格は 10a 当たり 576,923 円の総額 240 万円。資金は JA 資金を活用する計画でございます。続きまして利用権設定の案件について説明します。整理番号は 8 番からです。農地の所在が〇〇 92 番地 2。登記簿現況共に田。面積が 295 m<sup>2</sup>。合計 4 筆の 4,841 m<sup>2</sup>。設定するのは〇〇地区の〇〇さん 81 歳。受けるのは農協を通して整理番号 9 番の〇〇さん 65 歳。利用目的は水田として。期間は 10 年間。賃借料は田が 10a 当たり 12 千円。畑が無料の年額 41,940 円となっております。続きまして整理番号 10 番。農地の所在が〇〇 420 番地。登記簿現況共に田。面積が 4,365 m<sup>2</sup>。設定するのは〇〇地区の〇〇さん 83 歳。未相続農地につき、推定相続人に当たります。受けるのは農協を通して〇〇地区の〇〇さん 58 歳。利用目的は水田として。期間は 6 年間。賃借料は 10a 当たり 15 千円の年額 65,475 円となっております。続きまして整理番号 14 番に移ります。農地の所在が〇〇 101 番地 1。登記簿現況共に田。面積が 784 m<sup>2</sup>。合計 3 筆の 2,144 m<sup>2</sup>。設定するのは〇〇地区の〇〇さん 75 歳。未相続農地につき、推定相続人に当たります。受けるのは農協を通して〇〇地区の〇〇さん 62 歳。利用目的は水田として。期間は 7 年間。賃借料は 10a 当たり 1 万円の年額 21,440 円となっ

ております。続きまして整理番号16番。農地の所在が〇〇43番地。登記簿現況共に田。面積が1,147㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん78歳。受けるのは農協を通して〇〇地区の〇〇さん59歳。利用目的は水田として。期間は9年間。賃借料は10a当たり13,078円の年額15千円となっております。続きまして整理番号18番。農地の所在が〇〇118番地。登記簿現況共に田。面積が2,935㎡。合計13筆の17,656㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん67歳。受けるのは農協を通して〇〇地区の〇〇さん61歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は〇〇98番地4が無料。他は10a当たり16千円の年額266,672円となっております。続きまして整理番号20番からは、農協を通さない案件でございます。農地の所在が〇〇147番地。登記簿現況共に田。面積が1,134㎡。合計4筆の5,490㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん56歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん61歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり米1俵の年額6俵となっております。続きまして整理番号21番。農地の所在が〇〇151番地。登記簿現況共に田。面積が1,312㎡。合計2筆の2,691㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん54歳。受けるのは〇〇さん61歳。利用目的は水田として。期間、賃借料単価については整理番号20番と同様。年額米3俵となっております。続きまして整理番号22番。農地の所在が〇〇229番地1。登記簿現況共に田。面積が908㎡。合計2筆の1,954㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん62歳。未相続農地につき推定相続人に当たります。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん49歳。利用目的は水田として。期間は3年間。賃借料は10a当たり12千円の年額23,448円となっております。続きまして整理番号23番。農地の所在が〇〇246番地。登記簿現況共に田。面積が2,189㎡。合計3筆の4,453㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん85歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん55歳。利用目的は水田として。

期間は6年間。賃借料は10a当たり米2俵の年額8.5俵となっております。続きまして整理番号24番。農地の所在が〇〇206番地1。登記簿現況共に田。面積が280㎡。設定するのは整理番号23番の〇〇さんの息子さんで〇〇さん64歳。受けるのは〇〇さん。利用目的は水田として。期間、賃借料単価は整理番号23番と同様。年額米0.5俵となっております。続きまして整理番号25番。農地の所在が〇〇69番地1。登記簿現況共に田。面積が1,057㎡。合計5筆の5,934㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん80歳。受けるのは〇〇地区の有限会社〇〇。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり12千円の年額71,208円となっております。続きまして整理番号26番。農地の所在が〇〇44番地1。登記簿現況共に田。面積が1,183㎡。設定するのは〇〇市の〇〇さん74歳。受けるのは有限会社〇〇。利用目的は水田として。期間は5年間。賃借料は10a当たり15千円の年額17,745円となっております。続きまして整理番号27番。農地の所在が〇〇208番地。登記簿現況共に田。面積が1,080㎡。合計6筆の5,545㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん75歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん65歳。利用目的は水田として。期間は5年間。賃借料は10a当たり15千円の年額83,175円となっております。整理番号28番からは再設定の案件でございますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第29号の整理番号2番、5番、6番、7番、12番、14番を除く案件については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第29号の整理番号2番、5番、6番、

7番、12番、14番を除く案件については適正と認めることに決定します。  
(9時53分)

議長 次に、議案第30号、現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第30号、現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成24年6月8日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下参事 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇147番地4。登記簿地目田。現況宅地。面積は527㎡でございます。申請人は〇〇地区の〇〇さん。非農地の事由は平成8年6月宅地化となっております。申請地につきましては、平成8年6月27日に転用許可済の土地でございます。別冊資料をご覧ください。申請地の位置は市道〇〇線を〇〇から〇〇方面へ向かい、〇〇公園入り口手前を右に入って数百メートルのところ です。先ほども説明しましたが、既に転用許可済の案件で、転用目的は住宅の建築でございました。現況写真で住宅が建っているのが確認できます。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇68番地2。登記簿地目田。現況地目宅地。面積が172㎡。申請人は〇〇県の〇〇さん。非農地の事由は昭和42年宅地化となっております。申請地は昭和42年11月30日に転用許可済の土地でございます。転用目的は住宅の建築です。申請地の位置ですが、〇〇中学校のグラウンドの市道を挟んで向かい側に〇〇アパートがあります。そこから〇〇川方向へ数百メートル入ったところの土地でございます。現況写真で住宅が建っているのが確認できます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番については8番大山委員よりお願いします。

8番大山 5月28日に高橋委員、沢山委員、事務局と私で現地を確認しました。前もって申請人からの聞き取りもしております。この案件については、事務

局の説明のとおり平成8年に転用許可済であり、同年7月に施工。8月に住宅が完成し計画どおりに転用されたものです。以上です。

議長 ありがとうございます。次に、整理番号2番については23番佐藤委員よりお願いします。

23番佐藤 6月4日に藤村代理、青柳委員、事務局と私で現地を確認しました。この案件につきましても、現況写真で確認できるとおり計画どおりに転用されたものです。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第30号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第30号、現況非農地証明願に対する可否決定については許可することに決定します。(10時05分)

議長 予定されていた議案は終了しました。各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

10番藤川 議長。

議長 どうぞ。

10番藤川 農協からの報告です。前回総会で放射性物質について要望があったのでそれについてご報告します。5月12日に組合長と営農経済部長との会議があり、その中で伺ったところ、おばこ農協では独自の測定は行わないという回答でした。県及び市につきましては、現在の品目よりも更に細かい所まで検査していただくように要請するとのことでした。以上です。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 次に、事務局より協議連絡事項についてお願いします。

竹下参事 市長と農業委員との意見交換会の開催についてです。日時につきまして



は、7月11日の第9回総会終了後に、恐らく午後3時頃からになると思います。場所は西木総合開発センター集会室です。以上です。

議長 意見交換のテーマについてですが、専門委員長と事務局で協議し、決定することとしますがよろしいですか。

『異議無し』の声

議長 それでは、そのような方向でテーマを決めたいと思います。

(閉会)

議長 以上をもちまして平成24年第8回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時23分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年 月 日

議長

---

署名員 15番

---

署名員 16番

---